

産業廃棄物管理票交付等状況報告制度に関する Q&A

1	報告書の提出について	
Q1	【報告対象者】	P 1
Q2	【電子manifestoを使用した場合】	P 1
Q3	【自己運搬の場合】	P 1
Q4	【専ら物の場合】	P 2
Q5	【罰則等】	P 2
2	様式について	
Q6	【報告書の様式】	P 3
Q7	【参考様式】	P 3
3	提出方法について	
Q8	【提出方法】	P 4
Q9	【提出先】	P 4
Q10	【受付期間】	P 4
Q11	【提出部数】	P 4
4	記載方法について	
Q12	【報告書の取りまとめ単位】	P 5
Q13	【複数の事業場がある場合・1】	P 5
Q14	【複数の事業場がある場合・2】	P 5
Q15	【県外事業者が県内で排出した場合】	P 6
Q16	【県外搬出の場合】	P 6
Q17	【報告者】	P 6
Q18	【社印等】	P 6
Q19	【農業系産業廃棄物の場合】	P 7
Q20	【業種】	P 7
Q21	【複数の業種を営む場合】	P 7
Q22	【産業廃棄物の種類・1】	P 8
Q23	【産業廃棄物の種類・2】	P 8
Q24	【重量換算・1】	P 8
Q25	【重量換算・2】	P 9
Q26	【許可番号】	P 9
Q27	【運搬先住所】	P 9
Q28	【区間委託契約】	P 10
Q29	【再委託契約】	P 10
Q30	【有償売却】	P 10
Q31	【処分先住所・1】	P 10
Q32	【処分先住所・2】	P 11
Q33	【中間処理業者の自己運搬】	P 11
表1	日本標準産業大・中文類一覧（平成19年11月改訂版）	P 12
表2	報告書に記載する産業廃棄物の種類	P 15
表3	産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）	P 16

## 1 報告書の提出について

Q1

報告書の提出対象者は誰ですか？

A1

前年度に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者は報告書を提出する必要があります。産業廃棄物の排出量や交付枚数にかかわらず提出が必要です。

また、二次マニフェストを交付している中間処理業者も対象となります。

Q2

電子マニフェストを導入した場合は、報告の提出は必要ですか？

A2

電子マニフェストを用いた場合は、情報処理センターである公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターより、各都道府県知事等に報告されるため、事業者から報告する必要はありません。

ただし、電子マニフェストを導入した事業者も、紙マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行った場合は、交付した紙マニフェスト分については報告する必要があります。

Q3

自己運搬したものについても、報告書に記載するする必要がありますか？

A3

自己運搬、自己処理したものについてはマニフェストの交付義務が無いため、報告書に記載する必要はありません。

ただし、産業廃棄物を自己運搬後、その処分を他人に委託する場合は、報告書の提出が必要になります。

この場合、報告書の「運搬受託者の氏名又は名称」の欄は「(自社運搬)」と記入し、処分受者の項目について記載してください。

Q4

古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維など、専ら再生利用の目的となる廃棄物（専ら物）のみを扱う業者に産業廃棄物を引き渡したものについても報告する必要がありますか？

A4

専ら物のみを再生目的で扱う業者に処理を委託する場合は、マニフェストの交付義務がありませんので、報告書に記載する必要はありません。

また、環境大臣による広域認定制度に係る委託によりマニフェストを交付しなかった場合も、報告書に記載する必要はありません。

Q5

報告書を提出しない場合、罰則等がありますか？

A5

提出いただけない場合は、報告いただくように勧告する場合があります。勧告に従っていただけない場合には、その旨を公表する場合があります。公表後、なお、正当な理由もなく勧告に係る措置をとっていただけない場合は、勧告に係る措置をとることを命じる場合があります。（廃棄物処理法第12条の6）

上記の命令に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（廃棄物処理法第29条第12号）

## 2 様式について

Q6

報告書の様式はどのようなものですか？

A6

廃棄物処理法で様式第3号（第8条の27関係）によるものと規定されています。県のホームページに、ワード形式、エクセル形式及び PDF ファイル形式の3種類を掲載していますので、そちらからダウンロードしてご利用ください。

Q7

報告書（様式第3号）だけでは用紙が足りない場合はどうすればいいですか？

A7

同じ事業場から排出された廃棄物の報告について、様式が不足する場合は、県のホームページに「別様式（2頁以降）」を掲載していますので、そちらをご利用ください。

なおその場合は、「別様式（2頁以降）」の「頁数」欄には、分母部分に報告書の総数を、分子部分に当該別紙の頁数を記入してください。

### 3 提出方法について

Q8

報告書はどのように提出するのですか？

A8

報告書は、郵送又は持参により提出してください。

Q9

報告書の提出先はどこですか？

A9

事業場の所在地を管轄する地方振興局の環境グループに提出してください。(ただし、所在地がいわき市及び郡山市の場合はそれぞれの市に提出してください。)

各地方振興局の連絡先等についてはP17を確認してください。

また、複数の事業場がある場合などはQ13、Q14も参考にしてください。

Q10

報告書の受付期間はいつですか？

A10

前年度の報告分については、毎年度4月1日から6月30日までに報告してください。

Q11

提出部数は何部ですか？

A11

提出部数は1部です。

控えの返送等はいりません。必要な場合は事前に控えを保存したうえで提出してください。

#### 4 記載方法について

Q12

報告書の取りまとめの単位はどうなりますか？  
本店の他に支店がある場合などは、法人として1つに取りまとめて報告してよいですか？

A12

事業場（マニフェスト記載欄の「事業場」若しくは「排出事業場」）ごとに報告書を取りまとめることが原則です。

産業廃棄物の処理委託契約を本社等で一括で行っている場合でも、各支店及び営業所等の所在地で産業廃棄物を排出し処理業者へ引き渡している場合は、各支店等若しくは営業所単位で報告書を取りまとめる必要があります。

Q13

県内に本店の他に支店がある場合など、複数の事業場がある場合、提出先は1箇所にとまとめて報告してもよいですか？

A13

本県では、それぞれの事業場の所在地を管轄する地方振興局が受付先となります。

そのため、各事業場ごとに報告書を作成するとともに、各事業場の所在地を管轄する地方振興局にそれぞれ提出してください。(ただし、所在地がいわき市及び郡山市の場合はそれぞれの市に提出してください。) 各地方振興局の連絡先はP17です。

Q14

建設工事現場のように設置期間が短い又は一定しない事業場が複数ある場合、これらを1つに取りまとめて報告してもよいですか？

A14

設置期間が少ない又は所在地が一定しない事業場が複数ある場合は、事業場を1つにまとめて報告することも可能です。

この場合、排出量が最も多い事業場を主たる事業場として、所在地を管轄する地方振興局へ提出してください。

Q15

県外の事業者でも報告書の提出は必要ですか？

A15

県外の事業者でも、福島県内に事業場を有し、そこから産業廃棄物を排出しているのであれば、報告する必要があります。

Q16

県外へ搬出（県外で処分）した産業廃棄物についても報告は必要ですか？

A16

県内の事業場から、排出した産業廃棄物については、県外に搬出（県外で処分）したものであっても報告する必要があります。

Q17

法人の場合、報告者は会社の代表者（代表取締役）でなければならないですか？支店長名や所長名などではだめですか？

A17

原則として、本社代表者が報告者となります。  
ただし、法人内で権限委譲等がなされている事業者については、各事業場長（支店長や所長）名での提出も可能です。

Q18

社印、代表者印は必要ですか？

A18

特に必要とはしません。

Q19

各農家が排出する廃プラスチック類などを、農業協同組合や協議会等が収集場所を提供し、各農家からの依頼を受けて管理票の交付等の事務を行っている場合、報告者は誰になりますか？

A19

各農家に代わって管理票の交付等の事務を行っている農業協同組合や協議会等が、代わりに報告してください。

※「産業廃棄物管理票制度の運用について（平成13年3月23日環廃産第116号）」に基づき、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所等を事業者を提供している実態がある場合に、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っている場合は、「交付等事務を行う当該集荷場所の提供者」が報告者となります。

Q20

「業種」の欄には、何を記入するのですか？

A20

表1（P12～P14）に示した日本標準産業分類（平成19年11月改訂版）の中分類の名称を記載してください。分類表は当グループのHPにも掲載されていますのでご参照ください。

Q21

複数の業種を営む事業者の場合、「業種」の欄にはどのように記載するのですか？

A21

事業者の主要事業の業種を記入して報告してください。

Q22

産業廃棄物の種類は、どのように記載するのですか？

A22

原則として廃棄物処理法第2条第4項、同施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を記載してください。また、廃棄物処理法第2条第5項、同施行令第2条の4に規定する特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し、産業廃棄物と分けて記載してください。産業廃棄物の種類の記載項目として現在想定しているものは、表2（P15）に掲げるものです。

複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合しているような場合は、「その他混合廃棄物」とし、その混合物の一般的な名称を記入してください。

なお、特定有害産業廃棄物の場合は、特定有害産業廃棄物を含む場合のみその旨を記載してください。物質名までは明記する必要はありません。

Q23

排出段階で複数の産業廃棄物が分別されているにもかかわらず、1枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合はどのように報告書に記載するのですか？

A23

排出段階で一体不可分の状態で混合している産業廃棄物ではなく、初めから分別されているものを排出する場合は、たとえ運搬先が同じであっても、その産業廃棄物の種類ごとに複数枚のマニフェストを交付することが必要ですので、日々の運用を見直すようにしてください。

すでにQ23のような状態で交付したマニフェストが存在する場合は、当該年度に限り、ひとまとめの混合物とし報告書を提出してください。ただし、複数の産業廃棄物の処理方法がそれぞれ異なる場合には、産業廃棄物の種類ごとに区分し報告書に記載してください。

Q24

産業廃棄物の排出量を体積、個数などの単位で管理していますが、どのようにt（トン）へ換算するのですか？

A24

産業廃棄物には様々な種類、形状、形態が考えられることから、各事業者が排出している産業廃棄物について、自社で換算係数を定めている若しくは算出できる場合は、その値を使用してそれぞれトンへ換算し報告書に記載してください。

排出した産業廃棄物が委託先の処理業者等で計量され重量を算出できる場合は、その値を集計し報告していただいても構いません。

特に換算係数を定めていない場合は、表3（P16）に産業廃棄物の体積から重量への換算係数を参考に排出量を計算し、報告書に記載してください。

Q25

排出量（t）は小数点以下第何位まで記入すればよいですか？

A25

排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告していただいてもかまいませんが、最小値は小数点第3位（1kgまで）として報告してください。

年間の排出量が0.001tに満たない場合には、「<0.001」と記載してください。

Q26

収集運搬業者は、積込み先と積降ろし先のそれぞれの許可が必要ですが、両方の許可番号を記載する必要がありますか？

A26

処理業者（収集運搬業者・処分業者）の許可番号の下6桁部分は全国共通ですので、下6桁を記載していただければ結構です。

もちろん、10桁～11桁の許可番号を記載していただいても構いませんが、その場合は福島県の許可番号を記載してください。

Q27

運搬先の住所の記載方法は？

A27

当該収集運搬業者が運搬する最終目的地の住所を記載してください。同一業者が積替え保管し運搬する場合も、最終的な目的地の住所を記載してください。

Q28

区間を区切って委託した場合は、どのように記載すればよいですか？

A28

区間委託している場合は、報告書の上段に第1区間を、下段に第2区間を記入し、下段の「産業廃棄物の種類」の欄に「(区間委託)」と記入してください。

また、上段の「運搬先住所」には積替え保管場所を記入してください。

詳しくは記載例を参考にしてください。

Q29

再委託した場合は、どのように記載すればいいですか？

A29

再委託を行った場合には、報告書の上段に元の受託者を、下段に再受託者を記入し、下段の「産業廃棄物の種類」の欄に「(再委託)」と記入してください。

詳しくは記載例を参考にしてください。

Q30

運搬経費を払うが、持ち込み先で原料等として買い取ってもらった場合は、どのように記載するのですか？

A30

収集運搬の部分については、廃棄物処理法の適用を受けますので、マニフェストの交付も必要になります。

「処分受託者の氏名又は名称」の欄に「(有償売却)」と記入してください。明確化するために買取業者名も記載してください。

Q31

運搬先と処分場の住所が同じ場合にも記載は必要ですか？

A31

通常であれば運搬先の住所と処分場所の住所は同一ですので、その場合は処分場所の住所を記載する必要はありません。

Q32

処分場所の住所は中間処理場の住所ですか、それとも最終処分場の住所ですか？

A32

事業場から排出された産業廃棄物が、最初に処分される場所の住所を記載してください。

中間処理を経て最終処分される場合は、中間処分場の住所を記載してください。

石綿含有産業廃棄物など、最終処分先へ直送する場合は、最終処分場の住所を記載してください。

ただし、Q31にあるとおり、運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合は記載する必要はありません。

Q33

中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らで最終処分場などへ運搬する場合はどのように記載するのですか？

A33

中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らで最終処分場などへ運搬する際は、その中間処理業者は収集運搬業の許可が必要です。併せてマニフェスト（二次マニフェスト）の交付も必要になります。従って、運搬受託者の氏名又は名称欄には中間処理業者名を記載します。

表1. 日本標準産業大・中分類一覧（平成19年11月改訂版）

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業
B 漁業	03 漁業 04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業

G 情報通信業	3 7 通信業 3 8 放送業 3 9 情報サービス業 4 0 インターネット付随サービス業 4 1 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	4 2 鉄道業 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 4 9 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売・小売業	5 0 各種商品卸売業 5 1 繊維・衣服等卸売業 5 2 飲食料品卸売業 5 3 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 5 4 機械器具卸売業 5 5 その他の卸売業 5 6 各種商品小売業 5 7 織物・衣服・身の回り品小売業 5 8 飲食料品小売業 5 9 機械器具小売業 6 0 その他の小売業 6 1 無店舗小売業
J 金融業・保険業	6 2 銀行業 6 3 協同組織金融業 6 4 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 6 5 金融商品取引業、商品先物取引業 6 6 補助的金融業等 6 7 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	6 8 不動産取引業 6 9 不動産賃貸業・管理業 7 0 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	7 1 学術・開発研究機関 7 2 専門サービス業（他に分類されないもの） 7 3 広告業 7 4 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	7 5 宿泊業 7 6 飲食店 7 7 持ち帰り・配達飲食サービス業

N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業 （他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務 98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

表 2. 報告書に記載する産業廃棄物の種類

《産業廃棄物》		
(1) 燃え殻	(2) 汚泥	(3) 廃油
(4) 廃酸	(5) 廃アルカリ	(6) 廃プラスチック類
(7) 紙くず	(8) 木くず	(9) 繊維くず
(10) 動植物性残さ	(11) 動物固形不要物	(12) ゴムくず
(13) 金属くず	(14) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	
(15) 鋳さい	(16) がれき類、	(17) 動物のふん尿
(18) 動物の死体	(19) ばいじん	(20) 13号廃棄物
(21) 輸入された廃棄物	(22) 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物)	
(23) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)		
(24) がれき類 (石綿含有産業廃棄物)		(25) シュレツダーダスト
(26) 建設系混合廃棄物	(27) 廃電気機械器具	
(28) その他混合廃棄物 (当該産業廃棄物の「一般名称」を記載)		
《特別管理産業廃棄物》		
(1) 廃油 (引火性廃油)、	(2) 廃油 (特定有害産業廃棄物)	
(3) 廃油 (引火性廃油、特定有害産業廃棄物)		
(4) 廃酸 (廃強酸)、	(5) 廃酸 (特定有害産業廃棄物)	
(6) 廃酸 (廃強酸、特定有害産業廃棄物)		
(7) 廃アルカリ (廃強アルカリ)、	(8) 廃アルカリ (特定有害産業廃棄物)	
(9) 廃アルカリ (廃強アルカリ、特定有害産業廃棄物)		
(10) 感染性廃棄物、	(11) 廃 PCB、	(12) PCB 汚染物、
		(13) PCB 処理物
(14) 鋳さい (特別管理産業廃棄物)、	(15) 廃石綿等	
(16) ばいじん (特別管理産業廃棄物)、	(17) 燃えがら (特別管理産業廃棄物)	
(18) 汚泥 (特定有害産業廃棄物)、	(19) 指定有害産業廃棄物	
(20) その他混合廃棄物 (当該特別管理産業廃棄物の「一般名称」を記載)		
《混合廃物の記載例》		
廃電池類 (乾電池など) → その他混合廃棄物 (「乾電池」などの一般的名称を記載)		
廃二輪車 (バイクなど) → その他混合廃棄物 (「バイク」などの一般的名称を記載)		

表3. 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m<sup>3</sup>）。

【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

【注4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

各地方振興局連絡先

<p>福島県県北地方振興局 環境課                  (管轄地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡)                  〒960-8043 福島市中町1-19 中町ビル6階                  電話番号024-521-0536</p>
<p>福島県県中地方振興局 環境課                  (管轄地域：須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡)                  〒963-8540 郡山市麓山1-1-1                  電話番号024-935-1502</p>
<p>福島県県南地方振興局 環境課                  (管轄地域：白河市、西白河郡、東白川郡)                  〒961-0971 白河市字昭和町269                  電話番号0248-23-1420</p>
<p>福島県会津地方振興局 環境課                  (管轄地域：会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡)                  〒965-8501 会津若松市追手町7-5                  電話番号0242-29-3908</p>
<p>福島県南会津地方振興局 県民環境課                  (管轄地域：南会津郡)                  〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1                  電話番号0241-62-2062</p>
<p>福島県相双地方振興局 環境課                  (管轄地域：南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡)                  〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30                  電話番号0244-26-1237</p>
<p>福島県生活環境部 産業廃棄物課                  〒960-8670 福島市杉妻町2-16                  電話番号024-521-7259</p>

※ 郡山市及びいわき市については、市役所担当課にお問い合わせ下さい。